

新自己資本比率規制の素案公表

制度調査部

吉井 一洋

新規制の概要が明らかに

【要約】

2004年10月28日、金融庁は新しい自己資本比率規制(いわゆる新BIS規制)に関する告示(規則)の素案を公表した。

BIS規制自体は、国際基準適用行を対象とするものだが、告示素案では国内基準適用行についてもほぼ同様の規則を適用することとしている。

新しい規制は、原則として、2007年3月末(一部は2008年3月末)から適用される。

本レポートでは、Q & A形式で、新BIS規制の基本的な内容について解説する。

Q1: そもそも自己資本比率規制(いわゆるBIS規制)とはどのようなものなのか?

A1:

銀行に対し一定水準の自己資本比率の維持を求める国際的な統一基準のことをいう。国際決済銀行(BIS)に事務局があるバーゼル銀行監督委員会により1988年6月に導入が決定された。国際的に業務展開している主要国の銀行の健全性を維持すると共に、各国のルールを揃え競争上の不平等を軽減することを目的としている。

現行規制は1988年から段階的に導入され、1992年12月末(日本では1993年3月末)から本格的に適用が開始された。わが国では、当初は大蔵省の通達で規定されていたが、現在は、銀行法に根拠規定(第14条の2)が置かれ、当局の告示で内容が定められている。

現行規制では、国際的に業務展開している銀行(国際基準適用行)に対して、融資先(債券の発行者を含む)等の信用リスクに対応するため、8%以上の自己資本を維持するよう求めている(信用リスク規制)。分母は資産に予め定められたリスク・ウエイトを掛けて算出したリスク・アセットによる。分子の自己資本は会計上の自己資本とは異なり、Tier1自己資本(資本金、法定準備金、剰余金)とTier2自己資本(有価証券の純評価益の45%、土地再評価益の45%、貸倒引当金の一部、累積型配当優先株や劣後債・劣後ローンによる調達額)からなる。

さらに、わが国の場合、国内でのみ営業する銀行(国内基準適用行)に対しても、4%以上の自己資本の維持を求めている。分母は同じリスク・アセットによるが、分子には有価証券の純評価益を算入しない。

国際基準適用行は、さらに、トレーディング勘定のマーケット・リスクと同額以上の自己資本の維持も求められる。マーケット・リスクのみをカバーする自己資本として、Tier3自己資本(短期劣後債務など)を分子に算入できる。(マーケット・リスク規制)。

Q2：今回の新規制（告示素案）では、現行規制と比べ、どのような点が改正されるのか。

A2：(図表 1 参照)

図表1 新自己資本比率規制の概要

第一の柱 所要最低自己資本比率

1. 国際基準適用行

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(=Tier1+Tier2+Tier3-控除項目)}}{\text{信用リスク+(マーケット・リスク+オペレーショナル・リスク)×12.5※1}} \geq 8\%$$

融資・債券等	◇標準的手法
	◇内部格付手法(基礎的・先進的)
株式	◇標準的手法(リスク・ウエイト100%)
	◇内部格付手法※2
	・融資と同様の手法(同100~1250%)
※3)	

◇基礎的指標手法(全体の粗利×15%)
◇標準的手法(ビジネスライン別粗利×12、15、18%)
◇先進的計測手法

※1 8%の逆数

※2 2004年9月末時点保有分は
2014年6月末までは100%

※3 国内基準適用行の上限は2500%

2. 国内基準適用行(マーケットリスクを算入しない場合)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(=Tier1+Tier2-控除項目)}}{\text{信用リスク+オペレーショナル・リスク×12.5※1}} \geq 4\%$$

第二の柱 銀行自身が経営上必要な自己資本額を検討(資本戦略の決定と当局の検証)

・詳細は検討中

第三の柱 開示の充実を通じた市場規律の導入

- ・自己資本比率とその内訳
- ・各リスクのリスク量と計算方法など
- ・内部格付適用行等は、半期・四半期も開示義務

今回の告示素案は、2004年6月に決定された新規制の内容を規則化したものである。改正内容として、まず第一に、信用リスク規制におけるリスク・ウエイトの計算方法が精緻化されている。

現行規制では、融資先等の信用力に関係なく、その融資先等や資産の種類に応じた画一的なリスク・ウエイトが用いられている。これでは融資先等の信用リスクを適切に反映できないとの批判に応え、告示案では、リスク・ウエイトを、格付機関の格付などに応じてより細かく設定している(標準的手法)。図表2参照。さらに、銀行が自行の内部格付に基づいて算出した融資先等のデフォルト確率(PD)やデフォルト時損失率(LGD)を用いてリスク・ウエイトを算定する内部格付手法の選択も認めている。内部格付手法には、PDのみを銀行が自分で算出する基礎的手法と、LGD等の変数も銀行が自分で算出する先進的手法がある。

現行規制では、リスク・ウエイト100%で所要自己資本比率が8%の場合は、所要自己資本の金額は $100 \times 100\% \times 8\% = 8$ となる。新規制の標準的手法も同様である。これに対して、告示素案の内部格付手法では、信用リスクのうち期待損失(EL)部分は貸倒引当金の計上や利ざやで対応し、非期待損失(UL)部分をリスク・ウエイトで対応することとしている。ELの引当不足額はTier1、Tier2自己資本から均等に控除する。UL、ELの関係を示すと次のとおりである。

- ・所要自己資本 = UL × 満期(M)調整項 分母に算入
- ・UL = 最大損失(例えば信頼区間99.9%) - EL
- ・EL = PD × LGD × デフォルト時エクスポージャー(EAD) 分子で対応

加えて、個人・中小企業向け融資や住宅ローンの場合は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮して、リスク・ウエイトの軽減措置を設けるといった配慮もされている(図表3参照)。

債権に対する引当を促進する措置も導入されている(図表4参照)。

図表 2 標準的手法のリスク・ウエイト（新旧比較）

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等	10%	10% (20%)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付けに応じ)20% ~ 150% 又は (格付けを使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権	100%	150% (引当率に応じて軽減)
株式	100%	100%

事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能

延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信（出所：金融庁）

図表 3 中小企業向け・個人向け融資は所要自己資本額を軽減

(例) 企業向け債権額 = 100 とした場合の所要自己資本額

与信先	現行規制	新規制	
		標準的手法	内部格付手法(注2)
大企業	8	8 (注1)	7.8
中堅企業	8	8 (注1)	7
中小企業	8	6	4.2
個人向け	8	6	4.2
住宅ローン	4	2.8	2.7

(注1) 標準的手法では、借り手の格付に応じて所要自己資本を調整する手法も選択可。

(注2) 内部格付手法とは、銀行が内部管理のために行なっている格付を利用して借り手の信用リスクを評価する方法。表1はデフォルト確率1%のケースを例示。

(出典：日本銀行作成)

例えば上表の大企業の場合、内部格付手法によるリスク・ウエイト 92.32%だが、これに基づいて計算した金額 ($7.39 = 100 \times 92.32\% \times 8\%$) は非期待損失に対応する所要自己資本額であり、7.8 はこれに期待損失に対応する所要自己資本を加算した額である。

図表 4 引当率の低い不良債権は加重、引当率の高い不良債権は軽減

(例) 企業向け不良債権額を100とした場合の所要自己資本額

内部格付手法（基礎的アプローチ）

引当率	0%	20%	35%	45%
所要自己資本額	4.5	2.5	1.0	0
無担保融資	4.5	2.5	1.0	0
不動産担保付	3.5 ~ 4.5	1.5 ~ 2.5	0 ~ 1.0	0

標準的手法

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	1.2	6.4	2

(参考) 現行

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	8	6.4	4

(出典：日本銀行作成)

担保・保証やクレジット・デリバティブ等の信用リスク削減手法の効果は、引き続き反映される。クレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いている場合、そのクレジット・デリバティブに支払のトリガーになる信用事由にリストラクチャリング条項を含まない場合は、リスク削減効果が認められるクレジット・デリバティブでカバーしている部分の100%でなく、6割までとなる。

株式に対しても、融資等に内部格付手法を導入している銀行の場合は、現行の一律100%のリスク・ウエイトではなく、融資と同様の方法(PD/LGD方式)又はマーケット・リスク規制に準じた方法(市場ベース方式)で算定したリスク・ウエイトを用いなければならない。

第二に、告示素案では、銀行にオペレーショナル・リスク(事故や不正によって損失が生じるリスク)と同額以上の自己資本の維持を求めている。

第三に、銀行に対して、上述したような最低所要自己資本の維持を求める(図表1の第1の柱)だけでなく、銀行が自己資本戦略を決定しこれを当局が検証する(図表1の第2の柱)と共に、自己資本に関連する開示を充実し市場の評価にさらすというプロセス(図表1の第3の柱)を導入している。自己資本戦略では、景気の動向、与信の集中や銀行勘定の金利リスク(注1)なども勘案して必要な自己資本水準を設定することが想定されている。なお、第2の柱の詳細は、今回の告示素案では示されておらず、引き続き金融庁でそのあり方について検討を継続している。

(注1)銀行勘定の金利リスクに対して、銀行は所要自己資本の賦課を強制されていない。しかし、新規制のBISの原文では、監督当局は、銀行が金利リスクの水準に見合った自己資本を有していないと判断した場合、リスクの削減、一定額の追加自己資本の保有、あるいはこれらの両者を組み合わせた何らかの対応を要請しなければならないこととされている。さらに、監督当局は、アウトライアー(outlier)銀行の自己資本の適正度に特に注意を払わなければならないこととされている。アウトライアー銀行とは、以下の、いずれかの金利ショックにより、Tier1とTier2の合計額に対して20%超の経済価値の低下が生じる銀行をいう。

上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック

と同等のショック(保有期間1年、最低5年の観測期間で、VARにより計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値。即ち、金利変動によって生じうる損失・利益のうち大きな方から見て1%以内の確率で生じうる損失・利益など)

わが国の場合は、自己資本は賦課されていない。しかし、監督当局はアウトライアー銀行には特に注意を払うこととされている。

Q3：今後のスケジュールはどのようになっているか。

A3：

金融庁では告示素案について、11月30日まで意見募集し、2004年末以降に見直し後の規制案を公表し、2004年夏ごろに告示を公表する予定である。

わが国の銀行の場合、新規制は2007年3月末から適用される。先進的な内部格付手法を導入する場合は適用が1年先送りされ、2008年3月末からになる。

ただし、内部格付手法の場合、基礎的手法、先進的手法いずれにおいても2006年3月末時点の新基準による自己資本比率を、現行基準に基づく自己資本比率と合わせて当局に報告する必要がある。

オペレーショナル・リスクについても、先進的計測手法を用いる場合、適用は2008年3月末からになる。

Q4：新規制による影響は？

A4：

新規制は、オペレーショナル・リスクへの対応部分も合わせ、概ね現行規制と同様の自己資本の水

準となるよう設計されている(2002年末に邦銀66行が行った試算結果では、分母のリスク・アセットが平均で2%減少)(注2)。しかし、資産別で考えると、例えば内部格付手法を用いる銀行の場合、株式のリスク・ウエイトが大きく引き上げられる(注3)。この影響もあり、大手銀行は保有株式を大幅に削減している。

銀行によっては、新規制を適用した結果、所要自己資本が少なくてすむことになる場合がある。そのような銀行において、所要自己資本の負担が急減することを防止するため、2008年度末(2009.3.31)までの間は、新規制に基づいて算出された所要自己資本が、現行規制に基づいて計算された自己資本の一定割合を下回ることはないよう下限が設けられている。下限の割合は、2006年度末(2007.3.31)が95%、2007年度末(2008.3.31)が90%、2008年度末(2009.3.31)が80%である。

(注2)Q3の2006年3月末の試行等により、新規制に基づく最低所要自己資本の全体的な水準を調整する必要がある場合は、これに対処するための水準調整が行われる。水準調整の手法としては、内部格付手法による所要自己資本に単一のスケールリング・ファクター(1超又は1未満)を適用する。現時点のスケールリング・ファクターの推計値は、1.06とされている。

(注3)ただし、わが国の場合2004年9月末時点で保有する株式については2014年6月末まで、現行の100%のリスク・ウエイトを適用することができる。

Q5：国内基準適用行も対象になるか？

A5：

今回公表された改正告示案では、国内基準適用行に対しても、同様の規制を適用することとしている。ただし、国内基準適用行の場合、維持すべき自己資本比率は4%であり、Tier2自己資本に有価証券の純評価益の45%は算入されない。維持すべき自己資本比率が国際基準適用行の半分であるため、株式に内部格付手法のうちの融資と同様の方法(PD/LGD方式)を適用した際のリスク・ウエイトの上限は、逆に倍の2,500%となる。

さらに、現在国内基準適用行には適用されていないマーケット・リスク規制についても、原則として国内基準適用行にも適用することとしている。ただし、国内基準適用行の場合、銀行がマーケット・リスクを導入しないことも選択できることとしている(この場合は、Tier3自己資本も分母に算入しない)。

図表5 「新BIS 規制」における銀行の保有株式の取扱い

現行規制	「新B I S 規制」		開示を通じた市場規律の充実
融資同様 100%のリスク・ウェイトを適用(資産保有額が100の場合は、国際基準適用行は8、国内基準適用行は4%以上の自己資本を要求) 自己資本 _____ 8% 資産残高×リスク・ウェイト 国内基準適用行は4%以上	銀行が標準的手法を選択する場合	現行規制と同様に100%のリスク・ウェイトを適用 ベンチャー・キャピタルや非公開株式については、各国の裁量で150%ないしそれ以上のリスク・ウェイトの適用も可	
	銀行が内部格付手法を選択する場合 ^{注1注2}	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既保有株式(2004年9月30日取得分まで) 基準公表時から10年間^{注3}は標準的手法の適用可能</p> <hr/> <p>市場ベース方式^{注4} 内部モデル方式(VAR)^{注5} 簡便方式(300%、400%)^{注6} 現行規制に比べかなりの負担増となる見込み</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>新規取得株式</p> <p>PD/LGD方式^{注7} リスク・ウェイトは信用力に応じて決定(融資を行っていない場合等は1.5倍)</p> <p>リスク・ウェイトの下限 政策投資株式等^{注8}は100% 以外の公開株式は200% 非公開株式は300%</p> <p>リスク・ウェイトの上限は1250%^{注9}</p> </div>	

(注1)融資等について内部格付手法を採用している銀行(内部格付手法採用行)は、保有株式についても、内部格付手法によることになる。

(注2)ただし、内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。株式ポートフォリオについては自己資本(Tier1+Tier2)の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。ベンチャー企業への出資等、法令上のプログラムに基づく投資についても、自己資本(Tier1+Tier2)の10%内で標準的手法の適用を認める。

(注3)2014年6月30日まで

(注4)株価変動リスクを把握する方式

(注5)内部モデルで算出したVAR(保有期間四半期、信頼区間99%(片側))に見合う自己資本の保有を要求。リスク・ウェイトに置き直すと、公開企業は200%以上、非公開企業は300%以上のリスク・ウェイト。

(注6)公開株式の場合は300%、非公開株式の場合は400%のリスク・ウェイトによる。

(注7)融資と同様の枠組みで取り扱い、信用リスクを把握する方式

(注8)長期的な顧客関係の一般として投資されている公開株式でキャピタル・ゲインを期待されていないもの、および非公開株式でキャピタル・ゲインが期待されていないものをいう。

(注9)国内基準適用行は2500%